

## 2【財務諸表等】

### (1)【財務諸表】

#### ①【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	1,830	1,556
売掛金	49,911	62,207
開発等未収収益	20,817	32,252
有価証券	90,185	83,785
商品	153	770
仕掛品	4	404
前払費用	2,122	2,883
繰延税金資産	6,512	7,395
その他	1,821	731
貸倒引当金	△69	△93
流動資産合計	173,289	191,892
固定資産		
有形固定資産		
建物	38,925	36,562
構築物	567	484
機械及び装置	4,021	5,103
工具、器具及び備品	5,153	5,534
土地	10,321	10,334
リース資産	64	17
有形固定資産合計	59,054	58,036
無形固定資産		
ソフトウェア	34,203	28,847
ソフトウェア仮勘定	5,665	10,332
その他	644	615
無形固定資産合計	40,513	39,795
投資その他の資産		
投資有価証券	87,812	94,246
関係会社株式	15,741	18,174
長期貸付金	7,937	8,255
従業員に対する長期貸付金	67	53
リース投資資産	435	663
差入保証金	10,738	11,238
前払年金費用	396	7,845
繰延税金資産	13,204	6,021
その他	3,709	5,255
貸倒引当金	△25	△38
投資その他の資産合計	140,018	151,716
固定資産合計	239,585	249,548
資産合計	412,874	441,440

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	19,771	26,262
1年内償還予定の新株予約権付社債	49,996	—
1年内返済予定の長期借入金	2,453	2,280
リース債務	215	244
未払金	4,663	3,668
未払費用	3,803	3,894
未払法人税等	10,251	11,944
前受金	4,889	6,683
関係会社預り金	7,023	10,202
賞与引当金	12,200	13,300
受注損失引当金	499	3,039
資産除去債務	3	—
その他	4,090	3,430
流動負債合計	119,860	84,950
固定負債		
社債	—	30,000
長期借入金	4,250	22,054
リース債務	338	458
退職給付引当金	15,042	1,486
資産除去債務	397	372
その他	712	889
固定負債合計	20,742	55,262
負債合計	140,602	140,213
純資産の部		
株主資本		
資本金	18,600	18,600
資本剰余金		
資本準備金	14,800	14,800
その他資本剰余金	—	202
資本剰余金合計	14,800	15,002
利益剰余金		
利益準備金	570	570
その他利益剰余金		
固定資産圧縮積立金	542	619
特別償却準備金	—	247
繰越利益剰余金	282,498	301,478
利益剰余金合計	283,611	302,916
自己株式	△63,666	△59,870
株主資本合計	253,345	276,648
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	17,516	23,641
繰延ヘッジ損益	—	△35
評価・換算差額等合計	17,516	23,606
新株予約権	1,410	972
純資産合計	272,272	301,227
負債純資産合計	412,874	441,440

## ②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日)
売上高	337,340	355,777
売上原価	244,371	257,829
売上総利益	92,969	97,948
販売費及び一般管理費		
貸倒引当金繰入額	△5	36
役員報酬	631	693
給料及び手当	17,698	17,456
賞与引当金繰入額	4,064	4,180
退職給付費用	2,144	2,044
福利厚生費	3,168	3,239
教育研修費	1,713	1,697
不動産賃借料	3,962	3,913
事務委託費	10,743	11,510
減価償却費	892	703
その他	7,809	8,227
販売費及び一般管理費合計	52,823	53,704
営業利益	40,146	44,244
営業外収益		
受取利息	274	257
受取配当金	991	1,830
投資事業組合運用益	0	—
その他	365	322
営業外収益合計	1,632	2,410
営業外費用		
支払利息	7	64
投資事業組合運用損	6	28
社債発行費	—	90
支払手数料	—	44
その他	0	1
営業外費用合計	14	229
経常利益	41,764	46,425
特別利益		
投資有価証券売却益	2	1,141
新株予約権戻入益	157	303
特別利益合計	160	1,445
特別損失		
固定資産売却損	7,732	—
投資有価証券売却損	6	—
投資有価証券評価損	68	16
特別損失合計	7,807	16
税引前当期純利益	34,116	47,854
法人税、住民税及び事業税	14,700	16,670
法人税等調整額	△2,129	2,424
法人税等合計	12,570	19,094
当期純利益	21,546	28,759

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計
						固定資産圧縮積立金	特別償却準備金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	18,600	14,800	—	14,800	570	465	—	238,070	35,883	274,989
会計方針の変更による累積的影響額									△2,412	△2,412
会計方針の変更を反映した当期首残高	18,600	14,800	—	14,800	570	465	—	238,070	33,471	272,577
当期変動額										
固定資産圧縮積立金の積立						77			△77	—
特別償却準備金の積立										
別途積立金の取崩								△238,070	238,070	—
剰余金の配当									△10,455	△10,455
当期純利益									21,546	21,546
自己株式の取得										
自己株式の処分									△57	△57
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)										
当期変動額合計	—	—	—	—	—	77	—	△238,070	249,026	11,033
当期末残高	18,600	14,800	—	14,800	570	542	—	—	282,498	283,611

	株主資本		評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△68,841	239,548	7,892	—	7,892	1,420	248,861
会計方針の変更による累積的影響額	2,369	△42					△42
会計方針の変更を反映した当期首残高	△66,472	239,505	7,892	—	7,892	1,420	248,818
当期変動額							
固定資産圧縮積立金の積立		—					—
特別償却準備金の積立		—					—
別途積立金の取崩		—					—
剰余金の配当		△10,455					△10,455
当期純利益		21,546					21,546
自己株式の取得	△0	△0					△0
自己株式の処分	2,805	2,748					2,748
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			9,623		9,623	△9	9,614
当期変動額合計	2,805	13,839	9,623	—	9,623	△9	23,453
当期末残高	△63,666	253,345	17,516	—	17,516	1,410	272,272

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金				利益剰余金 合計
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金				
					固定資産 圧縮積立金	特別償却 準備金	別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	18,600	14,800	—	14,800	570	542	—	—	282,498	283,611
会計方針の変更による 累積的影響額									1,022	1,022
会計方針の変更を反映した 当期首残高	18,600	14,800	—	14,800	570	542	—	—	283,520	284,633
当期変動額										
固定資産圧縮積立 金の積立						77			△77	—
特別償却準備金の 積立							247		△247	—
別途積立金の取崩										
剰余金の配当									△10,476	△10,476
当期純利益									28,759	28,759
自己株式の取得										
自己株式の処分			202	202						
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)										
当期変動額合計	—	—	202	202	—	77	247	—	17,958	18,282
当期末残高	18,600	14,800	202	15,002	570	619	247	—	301,478	302,916

	株主資本		評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△63,666	253,345	17,516	—	17,516	1,410	272,272
会計方針の変更による 累積的影響額		1,022					1,022
会計方針の変更を反映した 当期首残高	△63,666	254,367	17,516	—	17,516	1,410	273,294
当期変動額							
固定資産圧縮積立 金の積立		—					—
特別償却準備金の 積立		—					—
別途積立金の取崩		—					—
剰余金の配当		△10,476					△10,476
当期純利益		28,759					28,759
自己株式の取得	△0	△0					△0
自己株式の処分	3,796	3,998					3,998
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			6,125	△35	6,089	△438	5,651
当期変動額合計	3,795	22,281	6,125	△35	6,089	△438	27,933
当期末残高	△59,870	276,648	23,641	△35	23,606	972	301,227

## 【注記事項】

(重要な会計方針)

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

#### (2) デリバティブ

時価法

#### (3) たな卸資産

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産(リース資産を除く。)

定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物付属設備を除く。)は定額法)を採用しています。

なお、主な耐用年数は次のとおりです。

建物及び構築物 15～50年

機械及び装置 3～15年

工具、器具及び備品 3～10年

#### (2) 無形固定資産(リース資産を除く。)

販売目的ソフトウェアについては、残存有効期間(原則3年)に基づく均等配分額を下限とした、見込販売数量若しくは見込販売収益に基づく償却方法を採用しています。

顧客へのサービス提供目的の自社利用ソフトウェアについては、利用可能期間(最長5年)に基づく定額法を採用しています。

その他の無形固定資産については、定額法を採用しています。

#### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る有形リース資産については、リース期間を耐用年数とする定率法を採用しています。また、無形リース資産については、リース期間を耐用年数とする定額法を採用しています。

### 3. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権など特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

#### (2) 賞与引当金

従業員の賞与の支払に充てるため、支給見込額を計上しています。

#### (3) 受注損失引当金

受注案件に係る将来の損失に備えるため、期末において損失が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることが可能なものについては、翌期以降に発生が見込まれる損失額を計上しています。

#### (4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額の期間帰属方法は、給付算定式基準を採用しています。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(15年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しています。

過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(15年)による定額法により費用処理しています。

#### 4. 収益及び費用の計上基準

受注制作のソフトウェア及びコンサルティングプロジェクトに係る売上高及び売上原価の認識基準

原則として工事進行基準を適用しています。この場合の進捗度の見積りは、原価比例法を用いています。

なお、期末時点で未完成のプロジェクトに係る工事進行基準の適用に伴う売上高に対応する債権を、貸借対照表上「開発等未収収益」として計上しています。

#### 5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

##### (1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっています。

##### (2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっており、控除対象外の消費税及び地方消費税は当事業年度の費用として処理しています。

(会計方針の変更)

(退職給付に関する会計基準等の適用)

当事業年度から「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日)を適用し、退職給付見込額の期間帰属方法と割引率の算定方法を変更し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直しました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な扱いに従い、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しています。この結果、当事業年度の期首において、利益剰余金が1,022百万円増加しています。なお、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額に対する影響額は、軽微です。

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱いの適用)

当社は、従業員(連結子会社の従業員を含む。以下この項において同じ。)に対する中長期的な当社企業価値向上へのインセンティブ付与及び福利厚生 の 拡 充 等 に よ り 当 社 の 恒 常 的 な 発 展 を 促 す こ と を 目 的 と し て 、 信 託 型 従 業 員 持 株 イ ン セ ン テ ィ ブ ・ プ ラ ン を 平 成 23 年 3 月 に 導 入 し て い ま す 。 当 プ ラ ン は 、 N R I グ ル ー プ 社 員 持 株 会 に 加 入 す る 全 て の 従 業 員 を 対 象 に 、 当 社 株 式 の 株 価 上 昇 メ リ ッ ト を 還 元 す る イ ン セ ン テ ィ ブ ・ プ ラ ン で す 。 当 プ ラ ン を 実 施 す る た め に 設 定 さ れ た N R I グ ル ー プ 社 員 持 株 会 専 用 信 託 (以 下 此 の 項 に お い て 「 持 株 会 信 託 」 と い う 。) が 、 信 託 の 設 定 後 5 年 間 に わ た り N R I グ ル ー プ 社 員 持 株 会 が 取 得 す る と 見 込 ま れ る 規 模 の 当 社 株 式 を 、 当 社 か ら あ ら か じ め 一 括 し て 取 得 し 、 N R I グ ル ー プ 社 員 持 株 会 の 株 式 取 得 に 際 し て 当 該 株 式 を 売 却 し て い き ま す 。 株 価 が 上 昇 し 信 託 終 了 時 に 持 株 会 信 託 内 に 利 益 が あ る 場 合 に は 、 従 業 員 に 金 銭 が 分 配 さ れ ま す 。 な お 、 当 社 は 持 株 会 信 託 が 当 社 株 式 を 取 得 す る た め に 行 っ た 借 入 れ に つ い て 保 証 し て お り 、 信 託 終 了 時 に 借 入 債 務 が 残 っ て い る 場 合 に は 保 証 契 約 に 基 づ き 当 社 が 弁 済 す る こ と に な り ま す 。

当プランにおける会計処理について、当事業年度から「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 平成25年12月25日)を適用し、会計方針を変更しました。

従来、自己株式の処分は、当社が持株会信託へ売却したときではなく、持株会信託がNR Iグループ社員持株会へ売却したときに処理していました。また、持株会信託における利益は、信託終了後に従業員へ分配されることから、当該発生年度の費用として処理していました。

変更後は、自己株式の処分を当社が持株会信託に売却したときに処理しますが、期末に持株会信託が保有する当社株式を、持株会信託の取得価額により純資産の部の自己株式に計上します。また、持株会信託における利益は、将来精算されることになる仮勘定として負債に計上します。持株会信託が損失となる場合は、将来精算されることになる仮勘定として資産に計上した上で、信託終了時に借入債務が残ることが見込まれるときは引当金を計上します。

当該会計方針の変更は遡及適用され、前事業年度については遡及適用後の財務諸表となっています。この結果、遡及適用を行う前と比べ、前事業年度末において、利益剰余金が1,759百万円、自己株式が1,714百万円それぞれ減少し、純資産は44百万円減少しています。なお、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額に対する影響額は、軽微です。

前事業年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、株主資本等変動計算書の遡及適用後の期首残高は、利益剰余金が2,412百万円、自己株式が2,369百万円それぞれ減少し、純資産の期首残高は42百万円減少しています。

(表示方法の変更)

「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成26年3月26日内閣府令第19号)の公布に伴い、次のとおり表示方法を変更しています。

貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、有形固定資産等明細表、引当金明細表については、財務諸表等規則第127条第1項各号に定める様式に基づいて作成しています。同規則第127条第2項各号に掲げる注記については、当該各号に定める会社計算規則の規定の注記に変更しています。

また、次の事項については、それぞれに掲げる規定に基づき、記載を省略しています。

・財務諸表等規則第75条に定める製造原価明細書	同条第2項ただし書
・同規則第86条に定める研究開発費の注記	同条第2項
・同規則第107条に定める自己株式に関する注記	同条第2項
・同規則第8条の6に定めるリース取引に関する注記	同条第4項
・同規則第68条の4に定める1株当たり純資産額の注記	同条第3項
・同規則第95条の5の2に定める1株当たり当期純損益金額に関する注記	同条第3項
・同規則第95条の5の3に定める潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額に関する注記	同条第4項
・同規則第121条第1項第1号に定める有価証券明細表	同条第3項

(追加情報)

従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引について

当社は、従業員(連結子会社の従業員を含む。以下この項において同じ。)に対する中長期的な当社企業価値向上へのインセンティブ付与及び福利厚生の拡充等により当社の恒常的な発展を促すことを目的として、信託型従業員持株インセンティブ・プランを平成23年3月に導入しました。

当プランは、NR I グループ社員持株会に加入する全ての従業員を対象に、当社株式の株価上昇メリットを還元するインセンティブ・プランです。当プランを実施するために設定されたNR I グループ社員持株会専用信託(以下この項において「持株会信託」という。)が、信託の設定後5年間にわたりNR I グループ社員持株会が取得すると見込まれる規模の当社株式を、当社からあらかじめ一括して取得し、NR I グループ社員持株会の株式取得に際して当該株式を売却していきます。株価が上昇し信託終了時に持株会信託内に利益がある場合には、従業員に金銭が分配されます。なお、当社は持株会信託が当社株式を取得するために行った借入れについて保証しており、信託終了時に借入債務が残っている場合には保証契約に基づき当社が弁済することになります。

会計処理については、期末における持株会信託の資産及び負債を当社の貸借対照表に計上し、自己株式については、当社が持株会信託へ譲渡した時点で売却処理を行います。期末に持株会信託が保有する当社株式を持株会信託の取得価額で純資産の部の自己株式に計上します。持株会信託における利益は、将来精算されることになる仮勘定として負債に計上します。持株会信託が損失となる場合は、将来精算されることになる仮勘定として資産に計上した上で、信託終了時に借入債務が残ることが見込まれるときは引当金を計上します。

期末に貸借対照表に計上した持株会信託の保有する当社株式は、前事業年度6,689百万円(3,520千株)、当事業年度5,353百万円(2,817千株)、持株会信託における借入金は、前事業年度6,703百万円、当事業年度4,334百万円です。

(貸借対照表関係)

1. 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務(区分表示したものを除く。)

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
短期金銭債権	10,063	13,518
長期金銭債権	155	451
短期金銭債務	2,611	3,642
長期金銭債務	712	834

2. 保証債務

子会社の金融機関での為替予約残高について保証しています(保証極度額290百万円)。

(損益計算書関係)

関係会社との取引高

(単位：百万円)

		前事業年度 (自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日)
営業取引による取引高	売上高	65,527	61,069
	仕入高	19,905	23,582
営業取引以外の取引による取引高	収益	92	1,307
	費用	5	6

(有価証券関係)

前事業年度(平成25年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式

(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
関連会社株式	3,025	6,181	3,155
計	3,025	6,181	3,155

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式

(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額
子会社株式	11,812
関連会社株式	326
計	12,138

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社株式及び関連会社株式」には含めていません。

当事業年度(平成26年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式

(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
関連会社株式	3,785	7,411	3,626
計	3,785	7,411	3,626

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式

(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額
子会社株式	12,320
関連会社株式	1,406
計	13,726

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社株式及び関連会社株式」には含めていません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成25年3月31日)	(単位：百万円) 当事業年度 (平成26年3月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金繰入額	4,636	4,734
未払事業所税	121	116
未払事業税	788	880
退職給付引当金	7,359	5,339
減価償却費等	13,280	11,759
少額固定資産費	225	208
進行基準調整額	189	1,081
その他	1,458	1,147
繰延税金資産合計	28,060	25,269
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△8,042	△11,373
特別償却準備金	—	△136
固定資産圧縮積立金	△299	△342
繰延税金負債合計	△8,342	△11,852
繰延税金資産(△負債)の純額	19,717	13,416

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成25年3月31日)	(単位：%) 当事業年度 (平成26年3月31日)
法定実効税率	—	38.0
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	—	0.5
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	—	△0.8
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	—	2.4
将来の解消見込みが不明のため一時差異を認識しない投資有価証券評価損等の発生・解消	—	△0.2
その他	—	△0.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	—	39.9

(注) 前事業年度においては、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第8条の12第3項の規定に基づき記載を省略しています。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律10号)が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないことになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については従来の38.0%から35.6%になります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は1,170百万円減少し、法人税等調整額が同額増加しています。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

## ④【附属明細表】

## 【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区 分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却 累計額
有形固定資産	建物	75,644	4,427	805	6,651	79,267	42,704
	構築物	1,380	—	—	83	1,380	896
	機械及び装置	28,829	3,798	1,638	2,664	30,988	25,884
	工具、器具及び備品	21,517	1,901	1,718	1,467	21,700	16,165
	土地	10,321	13	—	—	10,334	—
	リース資産	214	—	108	47	106	88
	計	137,907	10,140	4,271	10,915	143,776	85,740
無形固定資産	ソフトウェア	116,241	16,831	28,353	21,675	104,719	75,872
	ソフトウェア仮勘定	5,665	18,207	13,539	—	10,332	—
	その他	1,252	1	1	29	1,252	636
	計	123,159	35,040	41,895	21,705	116,304	76,509

(注)1. 当期増加額のうち主なものは、次のとおりです。

建物	データセンターの設備取得	4,117百万円
ソフトウェア	金融ITソリューションの共同利用型システム等	12,450百万円
ソフトウェア仮勘定	金融ITソリューションの共同利用型システム等	14,584百万円

2. 当期減少額のうち主なものは、次のとおりです。

ソフトウェア	ソフトウェアの償却完了等	28,353百万円
--------	--------------	-----------

3. 当期首残高及び当期末残高は、取得価額により記載しています。

## 【引当金明細表】

(単位：百万円)

科 目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	95	43	7	131
賞与引当金	12,200	13,300	12,200	13,300
受注損失引当金	499	3,039	499	3,039

## (2)【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しています。

## (3)【その他】

該当事項はありません。

## 第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り  取扱場所  株主名簿管理人  買取手数料	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行(株) 証券代行部  (特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行(株)  無料
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告による公告ができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 (公告掲載URL) <a href="http://www.nri.com/jp/">http://www.nri.com/jp/</a>
株主に対する特典	なし

(注) 定款の定めにより、単元未満株主は、その有する単元未満株式について、次の権利以外の権利を行使することができません。

- ① 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- ② 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

## 第7【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しています。

- |   |                 |                                 |   |
|---|-----------------|---------------------------------|---|
| (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書                                     | (事業年度<br>(第48期) | 自 平成24年 4月 1日<br>至 平成25年 3月31日) | 平成25年 6月26日<br>関東財務局長に提出                |
| (2) 内部統制報告書及びその添付書類   |                 |                                 | 平成25年 6月26日<br>関東財務局長に提出                |
| (3) 四半期報告書及び確認書   | (第49期第1四半期      | 自 平成25年 4月 1日<br>至 平成25年 6月30日) | 平成25年 7月30日<br>関東財務局長に提出                |
|   | (第49期第2四半期      | 自 平成25年 7月 1日<br>至 平成25年 9月30日) | 平成25年10月30日<br>関東財務局長に提出                |
|   | (第49期第3四半期      | 自 平成25年10月 1日<br>至 平成25年12月31日) | 平成26年 2月 4日<br>関東財務局長に提出                |
| (4) 臨時報告書   |                 |                                 |   |
| 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定(株主総会における議決権行使の結果)に基づく臨時報告書です。 |                 |                                 | 平成25年 6月26日<br>関東財務局長に提出                |
| 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定(新株予約権の発行)に基づく臨時報告書です。         |                 |                                 | 平成25年 6月26日<br>関東財務局長に提出                |
| 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定(代表取締役の異動)に基づく臨時報告書です。           |                 |                                 | 平成26年 3月14日<br>関東財務局長に提出                |
| 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定(特定子会社の異動)に基づく臨時報告書です。           |                 |                                 | 平成26年 3月14日<br>関東財務局長に提出                |
| (5) 臨時報告書の訂正報告書   |                 |                                 |   |
| 平成25年6月26日提出の臨時報告書(新株予約権の発行)に係る訂正報告書です。                       |                 |                                 | 平成25年 7月16日<br>関東財務局長に提出                |
| (6) 発行登録書(社債)及びその添付書類   |                 |                                 | 平成25年11月18日<br>関東財務局長に提出                |
| (7) 訂正発行登録書   |                 |                                 | 平成26年 2月 4日<br>平成26年 3月14日<br>関東財務局長に提出 |

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成26年6月19日

株式会社 野村総合研究所  
取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 塚原 正彦 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 榊 正壽 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 宮田 八郎 印

### <財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社野村総合研究所の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益及び包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

### 連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社野村総合研究所及び連結子会社の平成26年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### <内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社野村総合研究所の平成26年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

#### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、株式会社野村総合研究所が平成26年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注)1. 上記は監査報告書及び内部統制監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しています。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

# 独立監査人の監査報告書

平成26年6月19日

株式会社 野村総合研究所  
取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 塚原 正彦 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 榊 正壽 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 宮田 八郎 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社野村総合研究所の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第49期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社野村総合研究所の平成26年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注)1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しています。  
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年6月25日
【会社名】	株式会社野村総合研究所
【英訳名】	Nomura Research Institute, Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 嶋本 正
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目6番5号
【縦覧に供する場所】	株式会社野村総合研究所 大阪総合センター (大阪府大阪市北区堂島浜一丁目4番16号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長である嶋本正は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について(意見書)」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しています。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものです。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

## 2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成26年3月31日を基準日として行い、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制(全社的な内部統制)の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しています。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社並びに連結子会社及び持分法適用関連会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。なお、各連結子会社及び各持分法適用関連会社については、財務報告に対する影響の重要性が僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めていません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の前連結会計年度の売上高(連結会社間取引消去後)の金額が高い拠点から合算していき、前連結会計年度の連結売上高の3分の2以上を占める当社を「重要な事業拠点」としました。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、労務費、外注費、売掛金、買掛金及びソフトウェアに至る業務プロセスを評価の対象としました。さらに、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを、財務報告への影響を勘案して、重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しました。

## 3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断します。

## 4【付記事項】

該当事項はありません。

## 5【特記事項】

該当事項はありません。

## 【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年6月25日
【会社名】	株式会社野村総合研究所
【英訳名】	Nomura Research Institute, Ltd
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 嶋本 正
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目6番5号
【縦覧に供する場所】	株式会社野村総合研究所 大阪総合センター (大阪府大阪市北区堂島浜一丁目4番16号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長嶋本正は、当社の第49期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

## 2【特記事項】

特記すべき事項はありません。